平成10年(行ケ)第250号審決取消請求事件(平成11年9月8日口頭弁論終結)

告 コーポレーション [A] 代表者 訴訟代理人弁理士 [B] [C]同 同 [D] 被 告 特許庁長官 [E] 指定代理人 [F] [G] 同 [H]同 [1] 同 主 文

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

この判決に対する上告及び上告受理の申立てのための付加期間を30日と定める。 事実及び理由

第1 当事者の求めた判決

1 原告

特許庁が、平成4年審判第15993号事件について、平成10年3月16日に した審決を取り消す。

訴訟費用は被告の負担とする。

2 被告

主文1、2項と同旨

第2 当事者間に争いのない事実

1 特許庁における手続の経緯

原告は、1987年9月30日にアメリカ合衆国でした特許出願に基づく優先権を主張して、昭和63年9月23日、名称を「ディスクアクセス時間に基づくコマンド選択機能をもつキャッシュ/ディスク・システム」とする発明(以下「本願特許発明」という。)につき、国際出願(PCT/US88-03272、特願昭63-508501号)をしたが、平成4年4月28日に拒絶査定を受けたので、同年8月24日、これに対する不服の審判の請求をした。

特許庁は、同請求を、平成4年審判第15993号事件として審理した上、平成10年3月16日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、その謄本は、同年3月2日、原告に送達された。

1 本願特許発明の特許請求の範囲の請求項1に記載された発明(以下「本願第1 発明」という。)の要旨

のコマンドからこのコマンドを次に実行すべきコマンドとして選択し、前記制御手段は、所定の優先度レベルよりも高いコマンド優先度を有するコマンドに遭遇しなかった場合には、次のコマンドにより指定されたディスクスペースをアクセスするために必要となる信号変換器のシーク時間と回転潜伏時間との和に従って、前記コマンドキューに格納された複数のコマンドから実行すべき次のコマンドをシーク開始前に選択することを特徴とするキャッシュ/ディスク・サブシステム。

同請求項3に記載された発明(以下「本願第2発明」という。)の要旨 ホストプロセッサからのコマンドに応答するキャッシュ/ディスク・サブシステムであって、少なくとも1つのディスクと該ディスクと連動して該ディスクスペー スをアクセスする放射方向に位置決め可能な信号変換器とを含み、データを格納す るディスクドライブ手段と、キャッシュメモリと、前記ホストプロセッサと前記キ ャッシュメモリと前記ディスクドライブ手段間のデータ転送を制御する制御手段と を備え、前記制御手段は、ホストプロセッサ・コマンドを実行する際に使用される ことが予期される前記ディスクに格納されたデータを、前記キャッシュメモリに格納させ、前記制御手段は、前記ディスクドライブ手段のアクセスを待つことなく、前記キャッシュメモリ内に格納されたディスクデータを使用して、ホストプロセッ サ・コマンドを実行し、前記制御手段は、ディスクアクセスを必要とするコマンド に応答して、前記ディスクドライブ手段の所定のディスクスペースをアクセスする ために、前記信号変換器を制御し、前記制御手段は、コマンドキューを含み、ディ スクアクセスを要求してまだ実行されていない、前記ディスクドライブ手段の指定 されたディスクスペースに対応した複数のホストプロセッサ・コマンドを前記コマ されたカイスノス・スにスポッスには流されたカー・スプログランドキューに記憶させ、前記制御手段は、所定の回数選択されなかったコマンドに 遭遇した場合には、このコマンドを次に実行すべきコマンドとして選択し、前記制 御手段は、所定の回数選択されなかったコマンドに遭遇しなかった場合には、次の コマンドにより指定されたディスクスペースをアクセスするために必要となる信号 変換器のシーク時間と回転潜伏時間との和に従って、前記コマンドキューに格納された複数のコマンドから実行すべき次のコマンドをシーク開始前に選択することを 特徴とするキャッシュ/ディスク・サブシステム。

-同請求項5に記載された発明(以下「本願第3発明」という。)の要旨 ホストプロセッサからのコマンドに応答するキャッシュ/ディスク・サブシステ ムであって、少なくとも1つのディスクと該ディスクと連動して該ディスクスペー スをアクセスする放射方向に位置決め可能な信号変換器とを含み、データを格納す るディスクドライブ手段と、キャッシュメモリと、前記ホストプロセッサと前記キ ャッシュメモリと前記ディスクドライブ手段間のデータ転送を制御する制御手段と を備え、前記制御手段は、ホストプロセッサ・コマンドを実行する際に使用される ことが予期される前記ディスクに格納されたデータを、前記キャッシュメモリに格納させ、前記制御手段は、前記ディスクドライブ手段のアクセスを待つことなく、前記キャッシュメモリ内に格納されたディスクデータを使用して、ホストプロセッ サ・コマンドを実行し、前記制御手段は、ディスクアクセスを必要とするコマンド に応答して、前記ディスクドライブ手段の所定のディスクスペースをアクセスする ために、前記信号変換器を制御し、前記制御手段は、コマンドキューを含み、ディ スクアクセスを要求してまだ実行されていない、前記ディスクドライブ手段の指定 されたディスクスペースに対応した複数のホストプロセッサ・コマンドを前記コマ ンドキューに記憶させ、前記制御手段は、前記コマンドキューで実行待ちであるコ マンド数が所定数以上の場合には、次のコマンドにより指定されたディスクスペースをアクセスするために必要となる信号変換器のシーク時間と回転潜伏時間との和 に従って、前記コマンドキューに格納された複数のコマンドから実行すべき次のコ マンドをシーク開始前に選択することを特徴とするキャッシュ/ディスク・サブシ ステム。

3 審決の理由

審決は、別添審決書写し記載のとおり、本願第1~第3発明が、いずれも、特開昭55-112664号公報(以下「引用例1」といい、そこに記載された発明を「引用例発明1」という。)、特開昭59-66755号公報(以下「引用例2」という。)及び米国特許第4523206号明細書(以下「引用例3」という。)に記載された各発明並びに周知事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法29条2項の規定により特許を受けることができないとした。

第3 原告主張の取消事由の要点

審決の理由中、本願第1~第3発明の要旨の認定、引用例1~3の記載事項の 認定、本願第1~第3発明と引用例発明1との各相違点の認定、これらの相違点に 関する判断は、いずれも認める。

本願特許発明は、平成5年4月14日付け手続補正書(甲第8号証)によっ て、第4回目の補正が行われたものであるところ、特許庁は、平成8年1月18日 付け拒絶理由通知書(甲第9号証)において、上記補正書の特許請求の範囲の請求 項(以下「最終補正前請求項」という。) 1、2、6、7、8、10、11、15、16、17及び18に係る発明に対して、拒絶理由を通知し、同請求項3、4、5、9、12、13、14及び19に係る発明に対しては、拒絶理由を通知し ていない。

原告は、平成8年8月2日付け手続補正書(甲第10号証)において、最終の補 正を行い(以下「最終補正」という。)、最終補正前請求項1、2及び3に係る発 明を合体させて本願第1発明とし、同請求項1及び4に係る発明を合体させて本願 第2発明とし、同請求項5に係る発明と実質的に同一又はこれを限定した発明を本 願第3発明としたものである。

これに対し、審決は、上記拒絶理由を通知していない最終補正前請求項3、4及び5に係る発明を含む、本願第1~第3発明について、特許法29条2項の規定に より特許を受けることができないと判断したものであるから、同法159条2項が 準用する同法50条の規定に違反し、違法として取り消されなければならない。 3 被告は、本願第3発明の「前記コマンドキューで実行待ちであるコマンド数が 所定数以上の場合には、」という構成要件が、コマンドキューに格納された複数のコマンドから次のコマンドを選択する際に当業者が必要に応じて任意になし得る設 計的事項にすぎないから、本願第3発明は、上記設計的事項を適用して、最終補正 前請求項1に係る発明をより限定した発明にすぎないと主張する。

しかし、本願第3発明が、設計的事項を適用して最終補正前請求項1に係る発明 をより限定した発明と解する余地があるとしても、それと同時に本願第3発明は、 「コマンド数が所定数以上の場合に」基準を使用するものであり、最終補正前請求 項5に係る発明と同様に、当然、「コマンド数が所定数以上でない場合に」基準を 使用することがない旨が明確に表現されているから、本願第3発明と拒絶理由が通 知されていない同請求項5に係る発明とは、互いに異なる発明ではなく、本願第3 発明は、同請求項5に係る発明と実質的に同一の発明であるか、あるいは、同発明 に包含されるものである。

すなわち、最終補正前請求項5に係る発明は、同請求項1に係る発明である、 「ホストプロセッサからのコマンドに応答するキャッシュ/ディスク・サブシステ ムであって、少なくとも1つのディスクと該ディスクと連動して該ディスクスペー スをアクセスする放射方向に位置決め可能な信号変換器とを含み、データを格納す スピープロステも版別が同じ世間のの可能な信づを保留してもの、アープを信仰するディスクドライブ手段と、キャッシュメモリと、前記ホストプロセッサと前記キャッシュメモリと前記ディスクドライブ手段間のデータ転送を制御する制御手段とを備え、前記制御手段は、ホストプロセッサ・コマンドを実行する際に使用されるとが予期される前記ディスクに格納されたデータを、前記キャッシュストなど、 納させ、前記制御手段は、前記ディスクドライブ手段のアクセスを待つことなく、 前記キャッシュメモリ内に格納されたディスクデータを使用して、ホストプロセッサ・コマンドを実行させ、前記制御手段は、ディスクアクセスを必要とするコマンドに応答して、前記ディスクドライブ手段の所定のディスクスペースをアクセスするために、前記信号変換器を制御し、前記制御手段は、コマンドキューを含み、ディスクスクセスを要求しております。 ィスクアクセスを要求してまだ実行されていない、前記ディスクドライブ手段の指 定されたディスクスペースに対応した複数のホストプロセッサ・コマンドを、コマ ンド優先度と共に前記コマンドキューに記憶させ、前記制御手段は、次のコマンド により指定されたディスクスペースをアクセスするために必要となる信号変換器の シーク時間と回転潜伏時間との和に従って、前記コマンドキューに格納された複数のコマンドから実行すべき次のコマンドをシーク開始前に選択することを特徴とするキャッシュ/ディスク・サブシステム。」を前提として、「前記制御手段は、幾つのコマンドが実行待ちになっているかに基づいて複数のコマンドから実行すべき 次のコマンドを選択するが、前記コマンドキューに実行待ちであるコマンド数が所 定数より少ない場合には、次に実行すべきコマンドを選択するための基準を使用し ないことを特徴とする請求項1乃至4のいずれか1つに記載のキャッシュ/ディス ク・サブシステム。」としたものである。

したがって、最終補正前請求項5に係る発明の「次に実行すべきコマンドを選択

するための基準」とは、同請求項1に係る発明の、コマンド数の全範囲で(言い換えれば、コマンド数による条件なしに)「基準」を使用する構成について、「コマンドキューに実行待ちであるコマンド数」による条件として、「所定数より少ない場合には、」「基準」を使用しない条件を追加したものである。しかし、この点が必ずしも明確な記載となっておらず、どの場合に基準を使用するのか疑義が生じるおそれがあったことから、不明瞭な記載部分をより明確化すべく、最終補正において、「前記コマンドキューで実行待ちであるコマンド数が所定数以上の場合」「基準」を使用するものと補正し、本願第3発明としたものである。第4 被告の反論の要点

1 特許庁が、平成8年1月18日付け拒絶理由通知書において、最終補正前請求項1、2、6、7、8、10、11、15、16、17及び18に係る発明に対して、拒絶理由を通知し、同請求項3、4、5、9、12、13、14及び19に係る発明に対しては、拒絶理由を通知していないこと、原告が、平成8年8月2日付け手続補正書による最終補正において、最終補正前請求項1、2及び3に係る発明を合体させて本願第1発明とし、同請求項1及び4に係る発明を合体させて本願第2発明としたことは、いずれも認める。

したがって、審決が、上記拒絶理由を通知していない最終補正前請求項3及び4に係る発明を含む、本願第1、第2発明について、特許法29条2項の規定により特許を受けることができないと判断したことに、手続上の違法があることは認める。

しかし、本願第3発明の「前記コマンドキューで実行待ちであるコマンド数が所定数以上の場合には、」という構成要件は、コマンドキューに格納された複数のコマンドから次のコマンドを選択する際に当業者が必要に応じて任意になし得る設計的事項にすぎないから、本願第3発明は、上記設計的事項を適用して、拒絶理由を通知した最終補正前請求項1に係る発明をより限定した発明にすぎない。したがって、審決が、本願第3発明について、特許法29条2項の規定により特許を受けることができないと判断したことに、手続上の違法はない。

2 原告は、本願第3発明と最終補正前請求項5に係る発明とが互いに異なる発明ではなく、本願第3発明が、同請求項5に係る発明と実質的に同一の発明であるか、あるいは、同発明に包含されるものであると主張する。 しかし、最終補正前請求項1に、上記「コマンド数が所定数以上の場合には」と

しかし、最終補正前請求項1に、上記「コマンド数が所定数以上の場合には」という事項を加えた本願第3発明は、「待ちコマンド数が所定数」「以上」以外の選択肢を全く含まないものである。

これに対して、最終補正前請求項5の、「次に実行すべきコマンドを選択するための基準を使用しない」という事項は、「待ちコマンド数が所定数」「未満」である場合に対応するものである。 _以上のように、最終補正前請求5に係る発明は、「待ちコマンド数が所定数」

- 以上のように、最終補正前請求5に係る発明は、「待ちコマンド数が所定数」 「未満」である処理を全く含まない本願第3発明とは、その構成を異にする発明で ある。

したがって、審決の認定判断は結論において正当であって、原告主張の取消事由 は理由がない。

第5 当裁判所の判断

1 審決の理由中、本願第1~第3発明の要旨の認定、引用例1~3の記載事項の 認定、本願第1~第3発明と引用例発明1との各相違点の認定、これらの相違点に 関する判断は、いずれも当事者間に争いがない。

また、特許庁が、平成8年1月18日付け拒絶理由通知書において、最終補正前請求項1、2、6、7、8、10、11、15、16、17及び18に係る発明に対して、拒絶理由を通知し、同請求項3、4、5、9、12、13、14及び19に係る発明に対しては、拒絶理由を通知していないこと、原告が、平成8年8月2日付け手続補正書による最終補正において、最終補正前請求項1、2及び3に係る発明を合体させて本願第1発明とし、同請求項1及び4に係る発明を合体させて本願第2発明としたこと、したがって、審決が、上記拒絶理由を通知していない最終補正前請求項3及び4に係る発明を含む、本願第1、第2発明について、特許法29条2項の規定により特許を受けることができないと判断したことに、手続上の違法があることも、当事者間に争いがない。

そこで、審決が、本願第3発明について、特許法29条2項の規定により特許を 受けることができないと判断したことに、手続上の違法が存するか否かを検討す る。

他方、本願第3発明の要旨は、前示のとおりであり、この本願第3発明と最終補正前請求項1に係る発明とを対比してみると、最終補正前請求項1に係る発明とを対比してみると、最終補正有力スペースをアクマンドにより指定されたディスクスペースをアクであるに必要となる信号変換器のシーク時間と回転潜伏時間との和マンドをつて、前に選択することを特徴とするキャッシュ/ディスク・サブシステム。」開始前に選択することを特徴とするキャッシュ/ディスク・サブシステム。」にあるコマンド教が所定数以上の場合には、『次のコマンドキューで実行待ちであるコマンド数が所定数以上の場合には、『次のコマンドを選択が正とが明らない。場合には、』との構成要件を追加するものである。この追加された構成を供して、場合には、』との構成要件を追加するものである。この追加された選択するといるといては、『行待ちであるコマンドから次のコマンドを選択するといるである。当業者が必要に応じて任意になし得る設計的事項にすぎないことが明らかである。

ある。 したがって、本願第3発明は、最終補正前請求項1に係る発明について、本願第3発明は、最終補正前請求項1に係る発明を追認められる。を まない場合には、」「基準」との場合にないでありには、 の場合には、」「基準」を使用したものである発明にものである発明にであります。 を使用するものと神正したのであるが所定数は、、、「を使用するものと神正したのでものが所定数は、、、「を使用するものと神正したのでものが所定数は、、、「を使用するものと神正したのでものが、、本願第3発明と同るにのよりにはないである。 を使用するものと神正したのでものが所定数は、、、「を使用するものを発明であるが、、本願第3発明ないである。 を使用するものを発明では、、本願第3にに、といると主ないは、、「の発明であるが、は、、「の発明である。選がは、、「の発明であるが、、「の発明であるが、、「の発明であるが、、「所定数以上の場合」に、基準を使用がといるのから、「所定数以上の場合」に、基準を使用するはのにはないから、「所定数以上の場合」に、基準を使用があるいから、「所定数以上の場合」に、基準を使用するは何ら記載されていないから、「所定数以上の場合」に、基準を使用する場合に、

準を使用しない構成の双方が含まれることになる。 これに対し、本願第3発明では、「次に実行すべきコマンドを選択するための基準」の使用について、「所定数以上の場合」にこれを使用する旨を特定しているのみであって、「所定数より少ない場合」における基準使用の有無は何ら記載されて いないから、「所定数より少ない場合」に、基準を使用する構成と基準を使用しない構成の双方が含まれることになる。

そうすると、最終補正前請求項5に係る発明と本願第3発明とが一致しないこと は明らかであり、しかも、本願第3発明では、「所定数より少ない場合」におい て、当該基準を使用する可能性が加わることとなるので、この点において最終補正 前請求項5に係る発明とは相違するものであるから、本願第3発明が、最終補正前請求項5に係る発明を実質上減縮したものということもできない。

間が見るに除る光明を実員工機相したものということもできない。 したがって、原告の主張は理由がなく、到底採用することができない。 3 以上のとおり、審決が、本願第1、第2発明について、特許法29条2項の規 定により特許を受けることができないと判断したことには手続上の違法があるもの の、本願第3発明についての判断に関しては、手続上の違法が認められず、原告主 張の取消事由に理由がなく、その他審決に取り消すべき瑕疵はない。

よって、原告の本訴請求は理由がないから、これを棄却することとし、訴訟費用 の負担並びに上告及び上告受理の申立てのための付加期間の指定につき、行政事件 訴訟法7条、民事訴訟法61条、96条2項を適用して、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第13民事部

康久 裁判長裁判官 田中

> 裁判官 石原 直樹

> 裁判官 清水 節